



令和6年12月20日

【照会先】

福井労働局

職業安定部職業対策課

課長 山下 裕嗣

課長 補佐 黒瀬 弘江

地方障害者雇用担当官 和多田 圭祐

電話 0776(26)-8613

### 令和6年 障害者雇用状況の集計結果

福井労働局（局長 石川 良国）は、このほど、令和6年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率。民間企業は2.5%。）以上の障害者を雇用することを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、県内民間企業や公的機関などにおける毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、当局が障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、これを集計したものです。

#### 【集計結果の主なポイント】

＜民間企業＞（法定雇用率 2.5% (2.3%)） (第1～4表)

○実雇用率は、2.61%と前年度を0.03ポイント上回った。

○法定雇用率達成企業の割合は56.7%と前年度を3.4ポイント下回った。

- ・実雇用率 2.61% (2.58%)
- ・法定雇用率達成企業割合 56.7% (60.1%)

※（ ）内は前年の値

＜公的機関＞（法定雇用率 2.8% (2.6%)、都道府県などの教育委員会は 2.7% (2.5%)）

○法定雇用率達成機関が前年度より減少。(26 機関中 20 機関達成) (第5～6表)

- ・知事部局：雇用障害者数 140.5 人 (142.5 人)、実雇用率 3.12% (3.21%)
- ・県警察本部：雇用障害者数 17.5 人 (17.5 人)、実雇用率 4.49% (4.31%)
- ・県教育委員会：雇用障害者数 178.0 人 (151.5 人)、実雇用率 3.25% (2.78%)
- ・市町：雇用障害者数 313.0 人 (297.5 人)、実雇用率 2.80% (2.66%)

※（ ）内は前年の値

＜地方独立行政法人＞（法定雇用率 2.8% (2.6%)） (第5表)

○実雇用率は、前年度を1.8ポイント上回った。

- ・雇用障害者数 6.0 人 (3.0 人)、実雇用率 3.75% (1.95%)

※（ ）内は前年の値

# 障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

## 1 民間企業における雇用状況

### （1）雇用されている障害者数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合（第1表）

#### ①対象企業数

民間企業（法定常用労働者数 40.0 人以上規模の企業：法定雇用率 2.5%）の数は 839 社で、前年より 74 社増加（対前年比 9.7%増）した。

#### ②雇用されている障害者の数

雇用されている障害者の数は、3,023.0 人で、前年より 108.5 人増加（対前年比 3.7%増）した。雇用者のうち、身体障害者は 33.0 人増（同 2.1%増）、知的障害者は 23.0 人増（同 3.3%増）、精神障害者は 52.5 人増（同 7.9%増）した。

#### ③実雇用率

実雇用率は、2.61%（対前年比 0.03 ポイント増）となった。

#### ④法定雇用率達成企業割合

法定雇用率達成企業の割合は 56.7%で、前年より 3.4 ポイント減少（前年 60.1%）した。達成企業数は 476 社で、前年より 16 社増加（前年 460 社）した。

○なお、全国の実雇用率は、2.41%（前年 2.33%）で、法定雇用率達成企業の割合は、46.0%（前年 50.1%）であった。

### （2）企業規模別の状況（第2表）

#### ①雇用されている障害者の数

企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、「100～300 人未満」（279 社、全企業の 33.3%）で 993.0 人と最も多く、次いで「40～100 人未満」（492 社、全企業の 58.6%）で 856.5 人、「1,000 人以上」（9 社、全企業の 1.1%）で 525.5 人となっている。

#### ②実雇用率

実雇用率は、「1000 人以上」で 2.91%と最も高く、次いで、「40～100 人未満」で 2.88%、「300～500 人未満」で 2.73%となっている。

#### ③法定雇用率達成企業割合

法定雇用率達成企業割合は、「1,000 人以上」で 66.7%と最も高く、次いで「100～300 人未満」で 58.1%、「40～100 人未満」で 57.7%となっている。

### (3) 産業別状況 (第3表)

#### ①雇用されている障害者の数

産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「製造業」(266社、全企業の31.7%)で916.5人と最も多く、次いで「医療・福祉」(169社、全企業の20.1%)で787.0人、「卸売、小売業」(138社、全企業の16.4%)で542.0人となっている。

#### ②実雇用率

実雇用率は、「農・林・漁・鉱・採石・砂利採取業」で4.82%と最も高く、次いで、「医療・福祉」で4.04%、「運輸・郵便業」で3.06%となっている。

## 2 地方公共団体における在職状況

### (1) 福井県の機関 (第5表)

#### ①福井県知事部局 (法定雇用率2.8%)

在職している障害者の数は140.5人で、前年より2.0人減少(対前年比1.4%減)しており、実雇用率は3.12%(同0.09ポイント減)と法定雇用率を達成している。

#### ②福井県警察本部 (法定雇用率2.8%)

在職している障害者の数は17.5人で、前年同数であり、実雇用率は4.49%(同0.18ポイント増)と法定雇用率を達成している。

#### ③福井県教育委員会 (法定雇用率2.7%)

在職している障害者の数は178.0人で、前年より26.5人増加(対前年比17.5%増)しており、実雇用率は3.25%(同0.47ポイント増)と法定雇用率を達成している。

### (2) 市町などの機関 (第5・6表)

#### ①市町などの機関 (法定雇用率2.8%)

福井県内各市町の機関(23機関)に在職している障害者の数は313.0人で、前年より15.5人増加(対前年比5.21%増)しており、実雇用率は2.80%(同0.14ポイント増)となっている。

23機関中17機関が法定雇用率達成、6機関が法定雇用率未達成。未達成の6機関のうち、11月末時点で2機関が達成済み。

## 3 地方独立行政法人などにおける雇用状況

### (1) 地方独立行政法人 (第5表)

#### ①福井県立大学 (法定雇用率2.8%)

雇用している障害者の数は6.0人で、前年より3.0人増加(対前年比100%増)、実雇用率は3.75%(同1.8ポイント増)となり、法定雇用率は達成している。

第1表 障害者の雇用状況

令和6年6月1日現在

企業数	常用雇用労働者数	法定基礎労働者数(注1)	ア. 身体障害者数	イ. 知的障害者数	ウ. 精神障害者数	障害者の数(注2) (ア+イ+ウ)	実雇用率	達成企業数	達成企業割合
社	人	人	人	人	人	人	%	社	%
839	122,205.5	116,043.5	1,595.0	712.5	715.5	3,023.0	2.61	476	56.7
前年値 765	113,361.0	113,043.5	1,562.0	689.5	663.0	2,914.5	2.58	460	60.1

- (注)1 「法定基礎労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。  
 2 「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。

第2表 規模別障害者雇用状況

令和6年6月1日現在

項目 規模別(人)(注3)	企業数	法定基礎労働者数(注1)	障害者数							雇用率 (%)	達成企業の割合	
			① 重度身体障害者数	② 重度以外の身体障害者数	③ 小計 ①+②	④ 重度知的障害者数	⑤ 重度以外の知的障害者数	⑥ 小計 ④+⑤	⑦ 精神障害者数			⑧ 合計(注2) ③+⑥+⑦
合計	839	116,043.5	895.5	699.5	1,595.0	178.5	534.0	712.5	715.5	3,023.0	2.61	56.7
40~100人未満	492	29,732.0	208.0	181.5	389.5	109.0	154.0	263.0	204.0	856.5	2.88	57.7
100~300人未満	279	42,236.0	310.5	253.5	564.0	22.5	179.5	202.0	227.0	993.0	2.35	58.1
300~500人未満	39	13,077.0	96.5	75.0	171.5	22.0	74.5	96.5	89.0	357.0	2.73	48.7
500~1,000人未満	20	12,969.5	107.5	79.5	187.0	10.0	25.0	35.0	69.0	291.0	2.24	25.0
1,000人以上	9	18,029.0	173.0	110.0	283.0	15.0	101.0	116.0	126.5	525.5	2.91	66.7

- (注)1. 第1表と同じ  
 2. 第1表と同じ  
 3. 規模区分は、除外率による控除を行う前の常用労働者数による。

第3表 産業別障害者雇用状況

令和6年6月1日現在

項目 産業別	企業数	法定基礎労働者数(注1)	障害者数							雇用率 (%)	達成企業の割合	
			① 重度身体障害者数	② 重度以外の身体障害者数	③ 小計 ①+②	④ 重度知的障害者数	⑤ 重度以外の知的障害者数	⑥ 小計 ④+⑤	⑦ 精神障害者数			⑧ 合計(注2) ③+⑥+⑦
合計	839	116,043.5	895.5	699.5	1,595.0	178.5	534.0	712.5	715.5	3,023.0	2.61	56.7
農・林・漁・鉱・採石・砂利採取業	2	124.5	4.0	1.0	5.0	0.0	0.0	0.0	1.0	6.0	4.82	100.0
建設業	42	3,074.5	21.0	20.5	41.5	0.0	1.0	1.0	10.0	52.5	1.71	59.5
製造業	266	40,199.0	249.0	248.5	497.5	47.0	184.5	231.5	187.5	916.5	2.28	56.8
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.00
情報通信業	22	3,388.0	32.0	9.0	41.0	0.0	0.5	0.5	19.0	60.5	1.79	45.5
運輸・郵便業	39	4,146.0	24.0	31.5	55.5	3.0	35.5	38.5	33.0	127.0	3.06	56.4
卸売・小売業	138	23,575.5	164.5	137.5	302.0	9.0	83.5	92.5	147.5	542.0	2.30	48.6
金融・保険業	11	3,427.5	34.0	6.0	40.0	4.0	3.0	7.0	22.0	69.0	2.01	36.4
不動産業・物品賃貸業	9	751.5	4.0	4.5	8.5	0.0	2.0	2.0	2.5	13.0	1.73	44.4
学術研究・専門・技術サービス業	14	1,131.5	4.0	6.0	10.0	0.0	1.0	1.0	2.0	13.0	1.15	35.7
宿泊・飲食サービス業	24	1,950.0	12.0	5.5	17.5	4.0	7.5	11.5	9.0	38.0	1.95	45.8
生活関連サービス・娯楽業	22	2,494.0	24.0	16.0	40.0	6.5	16.5	23.0	9.5	72.5	2.91	50.0
教育・学習支援業	9	1,084.5	13.0	2.5	15.5	0.0	0.5	0.5	7.5	23.5	2.17	44.4
医療・福祉	169	19,471.5	210.5	129.5	340.0	104.0	163.0	267.0	180.0	787.0	4.04	72.2
複合サービス事業	6	3,652.5	40.0	25.5	65.5	1.0	21.0	22.0	19.5	107.0	2.93	50.0
サービス業	66	7,573.0	59.5	56.0	115.5	0.0	14.5	14.5	65.5	195.5	2.58	53.0

- (注)1. 第1表と同じ  
 2. 第1表と同じ

第4表 障害者雇用状況の推移

区分 年度	企業数	法定基礎 労働者数(人)	障害者数(人)		雇用率(%)	雇用率達成 事業所	達成事業所 の比率(%)
				うち身体障害者数			
平成16	495	81,595.0	1,470.0	1,047.0	1.80	250	50.5
17	501	83,091.0	1,523.0	1,067.0	1.83	256	51.1
18	523	85,915.0	1,637.0	1,118.0	1.91	271	51.8
19	549	89,815.0	1,761.5	1,184.0	1.96	282	51.4
20	548	90,342.0	1,824.5	1,219.0	2.02	294	53.6
21	548	89,056.0	2,000.5	1,267.0	2.25	306	55.8
22	537	88,313.0	1,988.5	1,223.0	2.25	295	54.9
23	568	96,947.0	2,127.0	1,308.0	2.19	313	55.1
24	559	97,770.5	2,218.5	1,361.0	2.27	311	55.6
25	636	102,185.5	2,316.5	1,454.5	2.27	326	51.3
26	645	103,026.5	2,325.5	1,466.0	2.26	345	53.5
27	650	105,582.5	2,447.0	1,499.0	2.32	346	53.2
28	651	106,765.0	2,467.0	1,541.0	2.31	370	56.8
29	652	109,582.5	2,632.5	1,600.0	2.40	382	58.6
30	737	115,393.0	2,774.0	1,640.0	2.40	417	56.6
令和 元	748	117,215.5	2,757.0	1,629.0	2.35	427	57.1
2	739	118,242.5	2,888.0	1,675.0	2.44	435	58.9
3	765	119,244.5	3,018.5	1,641.5	2.53	441	57.6
4	771	119,494.5	2,959.0	1,609.5	2.48	449	58.2
5	765	113,043.5	2,914.5	1,562.0	2.58	460	60.1
6	839	116,043.5	3,023.0	1,595.0	2.61	476	56.7

注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年から令和2年までは45.5人以上規模、令和3年から令和5年までは43.5人以上規模、令和6年以降は40人以上規模）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

- 平成17年まで { 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、  
重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者
- 平成18年～平成22年 { 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、  
精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者(精神障害者  
である短時間労働者は0.5カウント)
- 平成23年～令和5年 { 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、  
精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者である短時間労働者、重度以外身体障害者及び  
知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(0.5カウント)(※)

※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者  
についてのみ、1人分とカウントしている。

- ① 報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉  
手帳を取得した者であること

令和5年以降、精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントしている。

- 令和6年以降 { 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、  
精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者、重度以外身体  
障害者及び知的障害者である短時間労働者(0.5カウント)  
重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者(0.5カウント)

注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年から平成29年までは2.0%、平成30年から令和2年まで  
は2.2%、令和3年から令和5年までは2.3%、令和6年以降は2.5%となっている。

地方公共団体等における障害者の雇用状況

令和6年6月1日現在

① 機 関	報告年	② 機関数	③ 職員総数	④ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	⑤ 障害者数	⑥ 実雇用率 (%)	⑦ 雇用率達成機関数	⑧ 達成割合 (%)	⑨ 不足数
	福井県知事部局 (2.8%)	令和6年	1	4,748.5	4,505.5	140.5	3.12	1	100.0
令和5年		1	4,684.0	4,445.0	142.5	3.21	1	100.0	0.0
福井県警察本部 (2.8%)	令和6年	1	2,139.0	390.0	17.5	4.49	1	100.0	0.0
	令和5年	1	2,151.5	406.5	17.5	4.31	1	100.0	0.0
福井県 教育委員会 (2.7%)	令和6年	1	7,816.5	5,472.5	178.0	3.25	1	100.0	0.0
	令和5年	1	7,791.5	5,454.5	151.5	2.78	1	100.0	0.0
市町等の機関 (2.8%) ※詳細は第6表に掲載	令和6年	23	12,736.0	11,185.0	313.0	2.80	17	73.9	10.0
	令和5年	23	12,752.5	11,173.0	297.5	2.66	19	82.6	6.0
地方独立行政法人 福井県立大学 (2.8%)	令和6年	1	228.0	160.0	6.0	3.75	1	100.0	0.0
	令和5年	1	217.5	153.5	3.0	1.95	1	100.0	0.0

(注)

- 1 機関欄の( )内数値は法定雇用率(昨年比で0.2ポイント上がっている)
- 2 各機関の下欄の数値は前年6月1日現在の集計値
- 3 ④欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 4 ⑤欄の「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。  
ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。
- 5 ⑥欄の実雇用率=⑤/④
- 6 ⑨欄の「不足数」とは、④欄の法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から⑤欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

## 市町等公的機関における障害者の雇用状況

令和6年6月1日現在

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者数		③実雇用率	④不足数		※特例認定について	備考
		令和6年	(令和5年)		令和6年	(令和5年)		
市町等合計	11,185.0	313.0	297.5	2.80	10.0	6.0	13市町	
福井市	2,738.5	78.5	77.5	2.87	0.0	0.0	特例認定あり	
越前市	915.5	26.0	25.0	2.84	0.0	0.0	特例認定あり	
鯖江市	739.5	19.5	18.0	2.64	0.5	0.0	特例認定あり	9月20日時点において、障害者の数20.5人、実雇用率2.76%、不足数0.0人となっている
大野市	429.0	12.0	11.0	2.80	0.0	0.0	特例認定あり	
勝山市	351.5	14.0	15.0	3.98	0.0	0.0	特例認定あり	
敦賀市	998.5	29.5	26.5	2.95	0.0	0.0	特例認定あり	
小浜市	496.0	14.0	13.0	2.82	0.0	0.0	特例認定あり	
あわら市	469.0	15.0	14.5	3.20	0.0	0.0	特例認定あり	
坂井市	838.5	23.5	21.5	2.80	0.0	0.0		
永平寺町	318.0	10.5	10.5	3.30	0.0	0.0	特例認定あり	
越前町	344.5	11.0	11.0	3.19	0.0	0.0	特例認定あり	
池田町	90.0	1.0	1.0	1.11	1.0	1.0		
南越前町	260.0	4.5	5.5	1.73	2.5	0.0	特例認定あり	
美浜町	178.5	4.0	4.0	2.24	0.0	0.0		
若狭町	138.5	3.0	2.0	2.17	0.0	1.0	特例認定あり	
おおい町	272.5	5.0	7.0	1.83	2.0	0.0	特例認定あり	
高浜町	190.0	6.0	4.5	3.16	0.0	0.0		
市立敦賀病院	379.0	8.0	6.0	2.11	2.0	3.0		8月1日時点において、障害者の数10.0人、実雇用率2.67%、不足数0.0人となっている
公立小浜病院組合	556.5	13.0	13.0	2.34	2.0	1.0		
坂井市立三国病院	89.0	3.0	2.0	3.37	0.0	0.0		
坂井市教育委員会	246.5	8.0	6.0	3.25	0.0	0.0		
美浜町教育委員会	75.0	2.0	1.0	2.67	0.0	0.0		
高浜町教育委員会	71.0	2.0	2.0	2.82	0.0	0.0		

(注)

- ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。  
ただし、精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントしている。また、令和4年においては、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人を1カウントとしていた。  
① 令和元年6月2日以降に採用された者であること  
② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- ③欄の実雇用率＝②／①
- ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- ※特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
  - 一般の民間企業 …………… 2.5%
  - (40.0人以上規模の企業)
  - 特殊法人等 …………… 2.8%
  - 〔労働者数36.0人以上規模の特殊法人、  
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2.8%
- (36.0人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2.7%
- (37.5人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。

※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分としてカウントされる。